

# 第5回 高砂市上下水道事業審議会資料

## 工業用水道事業経営戦略における 投資・財政計画(案)について

令和2年10月26日



# 目次

1. 投資について
2. 財源について
3. 投資・財政計画(収支計画)について
4. 経営戦略のフォローアップについて

# 1. 投資について

## 1) 投資の目標

工業用水道の安定供給のため、事業の平準化を図りつつ、施設及び設備、管路の計画的な更新を行う。

## 2) 計画期間内(R3年度～R12年度)に実施する主要な事業

R3年度からR12年度の事業については安定供給を行うため、まず先行して設備更新を行う。

対象事業	期 間	金額(百万円)	備 考
洗川樋門駆動装置更新	R6	50	S47年設置 48年経過
加古川堰堤巻上機更新 (1号～6号)	R6～R8	150	1号・2号:H7年設置 25年経過 3号・4号:H6年設置 26年経過 5号・6号:H5年設置 27年経過
米新ポンプ場第一送水3 号ポンプ更新	R8	30	三菱製紙(株)用 S39年設置 56年経過
米新ポンプ場高圧盤更新	R9	20	H7年設置 25年経過
米新ポンプ場第二送水1 号～3号ポンプ更新	R10～ R12	60	(株)カネカ用 1号:H20年設置 12年経過 2号:H3年設置 29年経過 3号:S37年設置 58年経過

※対象事業は1千万円以上の事業を記載している。

※備考欄における施設の経過年数は令和2年時点の年数である。

### 3) 目標を反映した取組内容

○施設耐震化率(0%:R1)⇒(100%:R16)

対象施設:米新ポンプ場

※古新水源地については三菱製紙(株)との協議で今後の方針を決定する。

○管路耐震化率

送水管の耐震化率(0%:R1)⇒(100%:R50)

※R15からR50に実施

## ○目標耐用年数を考慮した構造物・設備・管路の更新

更新基準となる「目標耐用年数」を設定することにより、費用の抑制を図った。

なお、建築・土木・機械・電気・計装の目標耐用年数設定については長寿命化を目指して、法定耐用年数の建築構造物・土木構造物1.5倍、機械設備・電気設備2倍、計装設備1.5倍で設定した。

### 構造物・設備の更新基準(目標耐用年数)

工 種	法定耐用年数	本市の更新基準 (目標耐用年数)	備 考
建築構造物	50年	75年	米新ポンプ場:S13年設置 82年経過 古新水源地:T10年設置 99年経過
土木構造物	60年	90年	加古川堰堤:S22年設置 73年経過 配水池:S13年設置 82年経過 沈砂池:T10年設置 99年経過
機械設備	15年	30年	第1ポンプ1号:R1年設置 1年経過 第2ポンプ1号:H20年設置 12年経過
電気設備	15年	30年	高圧盤:H7年設置 25年経過
計装設備	10年	15年	水位計:H17年設置 15年経過

※法定耐用年数は地方公営企業法施行規則別表第2号による年数である。

※備考欄における施設の経過年数は令和2年時点の年数である。

## 管路の更新基準(目標耐用年数)

管種	法定耐用年数	目標耐用年数	備考
ダクトイル鋳鉄管	40年	60年	(株)力ネ力 S48年布設 47年経過
石綿管		40年	(株)力ネ力(廃止中)
鋼管		40年	三菱製紙(株) 昭和初期布設 80年以上経過
コンクリート管		50年	三菱製紙(株) 昭和初期布設 80年以上経過

※法定耐用年数は地方公営企業法施行規則別表第2号による年数である。

※目標耐用年数は「水道維持管理指針2016(日本水道協会)」による年数である。

※備考欄における施設の経過年数は令和2年時点の年数である。



管路の更新後の耐用年数

管種	法定耐用年数	目標耐用年数	備考
ダクトイル鋳鉄管 耐震継手	40年	80年	三菱製紙(株)・(株)力ネ力

## 2. 財源について

### 財源の目標

三菱製紙(株)及び(株)カネカ(以下、「受水企業2社」という)と協議しながら、今後も適正な負担を求めていく。

### (財源の考え方)

受水企業2社の負担金を財源とする。

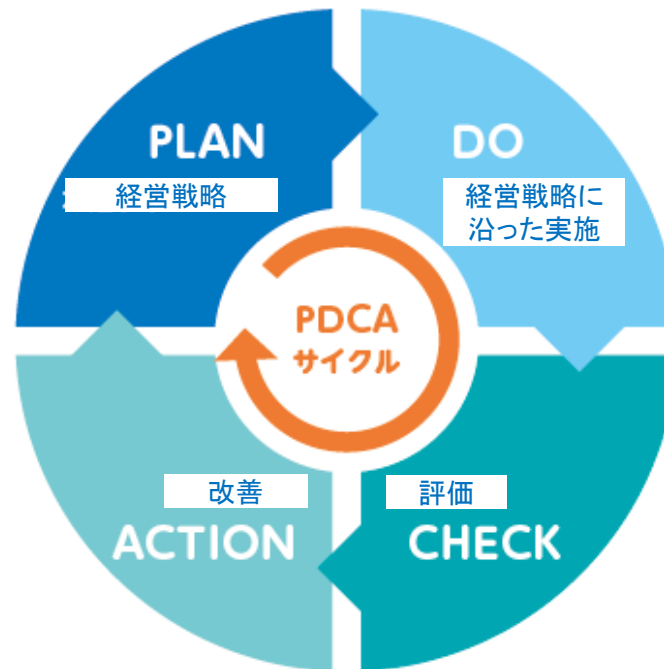


### 3. 投資・財政計画（収支計画）について

経営戦略策定による今後10年間の投資・財政計画を立てるうえでR50年度までの投資・財政計画が必要であるため、受水企業2社との協議のうえで投資・財政計画を検討する。

## 4. 経営戦略のフォローアップについて

P・D・C・Aサイクルを活用した見直しを3～5年以内実施する。



- P**lan : 経営戦略の策定
- D**o : 経営戦略に沿った事業の実施
- C**heck : 経営戦略の評価
- A**ction : 経営戦略の見直し

# 今後の見直しにおいて検討予定の取組

## 1) 投資について

- ・事業実施に係る優先順位の徹底
- ・受水企業2社との協議に基づく事業費の平準化

## 2) 財源について

- ・受水企業2社に適正な負担を求める。